

令和3年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に1950年から毎年実施されており、今年で72回目になります。

毎年9月1日から30日までが準備期間、10月1日から7日までが本週間となっており、労働衛生に関する講習会・見学会の開催などさまざまな取り組みが展開されますが、今年のスローガンとして「向き合おう！ ころとからだの健康管理」が選ばれたほか、副スローガンとして「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」が選ばれ、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底についても呼びかけられることとなっています。

各事業場におきましては、全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備していただくとともに、化学物質対策について、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底やリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していただきますようお願いいたします。

なお、例年、9月初めごろに労働衛生週間準備打合せ会を開催し、会員事業場の担当者等にお集まりいただいておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の急激な再拡大を考慮し、昨年に引き続き開催を取り止めることとなりました。令和3年度全国労働衛生週間実施要綱や各事業場での具体的な取り組みの進め方などにつきましては厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19768.html)

等でご確認いただきますようお願いいたします。



常総労働基準監督署

署長 大久保一樹